

留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査結果 概要



文部科学省

1. 調査の概要

調査目的：新たに創設される日本語教育機関の認定制度について、大学における非正規の課程（別科をはじめ学位課程でないもの全般をいう。）として開設される日本語教育課程へ適用する際の検討のため、その実態を調査するもの。

対象期間：令和5年4月21日～5月22日

調査対象：全国公私立大学

調査方法：メールによるアンケート調査

有効回答：175件



2. 日本語予備教育を行う課程等について

留学生に対し日本語教育を行う非正規の課程を有する国公私立大学

大学	129校	53別科	277コース（課程）
短期大学	8校	9別科	12コース（課程）

うち、修業年限が1年以上で、課程の目的が「学部・大学院進学のための予備教育」であるもの

（交換留学生の受入れや学部正規生向けの補習教育のみを目的とする課程等を除外し、現行の法務省告示校進学コースと同様の位置付けの課程のみを抽出）

大学	44校	44別科	72コース（課程）
短期大学	5校	5別科	9コース（課程）

3. 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査 結果

現行の日本語教育機関の告示基準に満たないコースの状況は以下の通り

(1) 日本語教育の年間授業時数（760単位時間以上）

日本語教育の実施時間が570時間（760単位時間）未満のコースは、29コース。

(2) 同時に授業を受ける学生数の上限（20人以内）

日本語教育科目について、同時に授業を受ける学生数の上限が20人を超えるコースは、22コース。（うち、修了時到達目標がN1相当は6コース）

(3) 教員数（収容定員20人につき1人以上【最低3人】）

日本語教員の配置基準を下回るコースは、15コース。
（うち、収容定員が60名を下回る規模のコースは5コース）

(4) 専務教員数※（収容定員40人につき1人以上【最低2人】）

日本語教員の配置基準を下回るコースは、48コース。

※ 当該大学の専任教員であって、専ら日本語教育課程の教育及び運営に携わる者

※グラフは、各項目の基準を満たさないものの内訳

